

医療費通知の今後の取扱いについて

1 平成22年度以降の取扱いについて

平成22年度以降の医療費通知については、これまでの対象者全員に対する年2回の発行から希望者のみに発行する方式に改める。

2 今後の検討事項

(1) 希望者に対する実施回数

希望者に対しては、現行どおり年2回（9月・3月）の発行とする。

(2) 受付方法

被保険者の利便性を考慮し、広域連合・市町村の双方で受けられるよう調整を行う。

(3) 周知方法

平成21年度に実施する医療費通知（2回目：3月実施）に掲載するほか、市町村広報誌やホームページなどを活用して周知を図る。

【参 考】

◎ 希望者のみに発行した場合の効果・影響

◇ 経費節減効果

年間5,000万円程度の経費の節減が見込まれる。

◇ 保険者機能評価への影響

「後期高齢者医療広域連合の保険者機能評価基準」に基づく評価値は、医療費通知の実施項目「全対象者を通知対象者として実施」が該当しなくなることで1点減点となる。